

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 7 年度山鹿市管内堤防周辺美化委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 菊池川河川事務所長 上水樽 昌幸 熊本県山鹿市山鹿 1 7 8
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	山鹿市長
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 6 , 1 4 9 , 0 5 6 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

契 約 理 由 書

- 1 業務名 令和 7 年度山鹿市管内堤防周辺美化委託
- 2 履行場所 熊本県山鹿市（菊池川・上内田川）
- 3 契約の相手方 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7－3
山鹿市長 早田順一
- 4 適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 目的

本業務は、菊池川直轄管理区間の山鹿市管内において、堤防の保全、円滑な河川巡視、良好な河川環境の保持等を目的として実施するものである。また、実作業を行う沿川住民の河川に対する関心を高め、洪水等に対する防災意識の高揚や愛護、美化思想の普及等も期待されるなど、地域と一体となった河川管理の実現に寄与することを目的とするものである。

2) 内容

本業務は、菊池川直轄管理区間の山鹿市管内において、堤防の保全、円滑な河川巡視、良好な河川環境の保持等を目的とした堤防除草等を実施するものである。

3) 契約に付する理由

本業務の作業区間には、「湯の瀬川公園」として山鹿市が占用し維持管理を行っている地区があり、堤防作業等を山鹿市に委託することにより、除草時期の整合を図り、河川区域内の清掃を一体的に実施できるなど、効率的で効果的な管理が可能となる。また、河川法第 9 9 条の「河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」との規定に基づき地方公共団体に委託するものであり、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、山鹿市が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、山鹿市と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

菊池川河川事務所 管理課長